

農業者 (Nogyosha) と農業委員会 (Nogyoiinkai) をつなぐ
架け橋となるよう願いを込めた愛称です。

N&N

旭川市農業委員会だより

第98号

令和6年2月発行



- P 2 … 農業委員の改選
- P 4 … 市長との意見交換会ほか
- P 5 … 視察研修
- P 6 … 農地の賃借料情報、農業者年金ほか
- P 7 … 農地に関するQ & A
- P 8 … 地域計画の策定

— 表紙写真 —

約半年間の農作業体験を通じ、旭川の農業、食、命の大切さについて考える子ども農業体験塾(市主催)。

9月末には塾生が神居古潭の果樹園で大きく実ったりんごを収穫しました。同塾は協力農家に支えられ令和5年度で24年目を迎えました。

第25期旭川市農業委員27名が決定

令和5年7月30日に農業委員が改選され、山田 孝 会長、滝川 岳雪 会長職務代理者のもと、新たな体制となりました。

3年間の任期中、担い手への農地の集積・集約や遊休農地の発生防止・解消などの農地利用の最適化活動や、農地の権利移動の許認可などに取り組みます。

会長就任挨拶

旭川市農業委員会
会長 山田 孝



この度の農業委員改選により、昨年7月30日に開催された旭川市農業委員会の総会において、会長に就任することとなりました。

今期は、旭川市内の農業者の減少により、定数が37名から27名に減員されることとなって初めての改選となり、各地区の人選にあたってそれぞれご苦労されたことと思いますが、関係各位のご尽力に対しまして心より感謝申し上げます。

昨年の農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、地域ごとに「地域計画」を策定するにあたり、目標地図素案を作成する必要があることから、農業委員会では農業者皆さまの今後の経営意向についての調査や、地区ごとの協議を実施しているところです。

関連する法令の改正により、農業委員の業務が増加する中ではありますが、農業委員会事務局や関係機関・団体との連携を図りながら、委員全員で農地利用適正化に向けた業務に取り組んでまいりますので、皆さま方のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、今回の改選において勇退された委員の皆さまの長年にわたるご尽力に対し、心より敬意と感謝を申し上げ、就任の挨拶といたします。

退任委員（令和5年7月29日付け）

長きにわたりご尽力いただいた21名の農業委員が勇退し、在任期間8年以上の方には市長表彰、在任期間6年以上の方には会長感謝状が授与されました。大変お世話になりました。

五十音順・敬称略・（ ）内は通算在任期間

浅沼 博実（15年）	笹田 文彦（9年）	田口 一昌（6年）	山村志保子（6年）
石坂 昇（3年）	島田 正明（6年）	中原 俊一（9年）	米田 満（3年）
一宮 敏昭（9年4か月）	清水 利秋（9年）	秦 真一（12年）	鷺尾 勲（6年）
香川三四郎（6年）	外川 守（3年）	幅崎 勝良（12年）	
加藤 孝志（6年）	平 克洋（9年）	松木 一幸（12年）	
鹿野 直子（20年3か月）	高倉 伸淳（12年）	宮嶋 睦子（6年）	

第25期旭川市農業委員（令和5年7月30日～令和8年7月29日）

五十音順・★印は地区会長・（ ）内は期数

東旭川地区



石尾 卓也（3期）



★市田 敏行（7期）



請川 幹恭（3期）



小竹 一茂（新）



佐藤 紇也（新）



高橋 一政（新）



滝川 岳雪（3期）



廣田健太郎（新）

西神楽地区



小出 範之（新）



★佐藤 博則（2期）



只石 博幸（2期）



前田 靖雄（2期）



山田 孝（5期）

江神地区（江丹別、神居地域）



北原 浩美（3期）



★佐藤 慎二（4期）



鈴木 剛（7期）



廣瀬 康行（新）



山中 泰典（新）

東鷹栖地区



柿木 和恵（6期）



川上 和幸（3期）



中島 張（新）



★橋本 幸博（4期）



吉田 豪人（新）

永山地区



★楠 栄（2期）



千代 圭（新）



松原 朗（新）



湯浅 光二（2期）

市長と農業委員の意見交換会

令和5年12月19日に山田会長、滝川会長職務代理者ほか市内各地区の代表5名、計7名の農業委員が今津市長と意見交換を行いました。

猛暑の労働環境改善へ向けた対策や、水田活用直接支払交付金の見直しに伴う畑地化後の農地への支援など農業を取り巻く様々な課題について、各委員から活発な意見が出され、現場の声が本市の農業施策に反映されるよう理解と協力を求めました。



今津市長からは「いただいた意見を受け止め、国や北海道に要望するべきところは要望し、市で解決できる課題についてはしっかり取り組んでいきたい」と話がありました。

<意見テーマ>

- ・畑地化後の農地への支援
- ・暑熱対策
- ・農業者と行政の関わり
- ・鳥獣対策
- ・小規模農家への支援
- ・市民へのPR
- ・タブレット端末等の活用について



地域計画策定に向けた協議

令和5年11月から12月にかけて、地域計画を策定する地区ごとに、同計画や目標地図に関する説明と意見交換を行いました。

農業委員会では目標地図素案の作成のため、地域の農業者や農地所有者を対象に意向調査を実施しています。地域の農業委員が意向調査のために戸別訪問などをした際には、ご協力をお願いいたします。

地域計画と目標地図の概要を8ページで解説しています。



タブレット端末で効率化 農地パトロール

令和5年6月から8月にかけて、農業委員による農地パトロール（農地利用状況調査）を行いました。今年度からタブレット端末を活用し、遊休農地の場所の特定や現況写真の共有など効率化を図っています。

調査結果をもとに、農地の遊休化の防止に努めます。

「屋外で農地情報が確認できて便利！」



農業委員の視察研修

令和5年11月29日から2日間、先進事例の調査研究と農業委員の資質向上のため、スマート農業をテーマに視察研修を実施しました。研修を終えた農業委員の報告の一部を紹介します。

新十津川町産業振興課農林畜産グループ

東鷹栖地区 柿木 和恵

新十津川町では、長年培ってきた匠の技とスマート農業の合体で日本一の高品質、良食味米産地を目指し実証実験を行っています。地域柄、自己完結型の農業を目指す人が多いため、利用組合や法人ではなく、家族経営が前提です。

ロボットトラクター等の導入による最大のメリットは少人数での農作業が可能になることです。実証実験に参加している農家からは「最も忙しい春作業で効果絶大。トラクター運転時の疲労感の軽減が一番良かった。気持ちに余裕ができ、農作業事故もなくなるのでは」と話がありました。

朝早くから夜遅くまでだった労働時間が削減できたことで、子どもたちと過ごす時間が増え、ご家族も喜んでいるそうです。また、水稲作業の効率化により、トマト栽培に充てられる時間が増え、収量の増加につながったといいます。

同町では、農業のイメージが新3K「カッコイイ、稼げる、感動する」に変わるようお願い、小学生から高校生への農業教育にも取り組んでいます。食育がメインの昔ながらの田植えや稲刈りの体験

も大切ですが、ロボットトラクターや自動刈払機に触れスマート農業を体験することで将来の職業としての夢が広がるのではと思いました。

良いことばかりのスマート農業ですが、問題は資金面です。これには町や国の補助を活用してGPS田植機や農薬散布用ドローンが多数導入されています。

農業のスマート化が将来の農業者の力強い味方として期待されます。



北海道大学スマート農業教育研究センター

東旭川地区 滝川 岳雪

新十津川町の視察を終えたすぐ後であったこともあり、今現在どこまでの作業がスマートになっているのか、実用化に向かっているのか非常に興味深く研修に入ることができました。開発者である北海道大学野口教授の説明を受けながら、自分の農業経営に置き換え考えました。

令和5年8月31日にスマート農業教育研究センターが開所され、民間の農業機械メーカーと共に研究開発しています。特に目を引いたのが、モニターを見ながらまるでゲームをしているような感覚で、遠く離れた圃場のトラクターを遠隔操作しているところです。将来的には複数台のトラクターをはじめ各種農業機械を、極端なことを言えば1人で操る事が可能になるそうです。

法改正が必要なものもあり、まだ開発中の段階ですが、これらは24時間体制の自動運転や農業者の減少に伴うメガファーム化にも対応可能な、近未来を感じさせる内容でした。このような技術が入口となって農業の可能性を見出し、農業という職業の魅力が底上げされることが真のスマー

ト農業なのではないかと思いました。

この度の研修で自分でも想像つかない技術の進歩に圧倒される反面、モニター越しの機械操作で圃場の微妙な違和感や、農業者の経験による感性をどこまで技術がカバーできるのか疑い、斜に構える自分がいます。「そんな簡単なもんじゃねえよ」と自分が培ってきたことを信じながら、新しい技術を受け入れられる柔軟な考えを持てるような農業者になろうと思いました。



このほか、ヤンマーアグリソリューションセンター北海道（江別市）とクボタアグリフロント（北広島市）を視察しました。

農地の賃借料情報（令和5年1月～12月）

農地の賃借料を決める際の参考になるよう、毎年1月から12月までの1年間の実績に基づき、農地10アール（1,000㎡）あたりの賃借料の平均額、最高額、最低額を田畑別に算出し公表しています。

詳しくはホームページをご確認ください。



公表ページはこちら

	区域	平均額		区域	平均額
田	東鷹栖	11,200円	田	西神楽A	11,000円
	永山	11,100円		西神楽B	7,500円
	江丹別	6,600円		東旭川A	10,000円
	神居A	10,300円		東旭川B	6,200円
	神居B	7,200円		畑	全域

神居A：雨紛

神居B：上雨紛、神華、共栄、富岡、富沢、西丘、豊里、神居古潭

西神楽A：西神楽1線から2線まで、旭神町

西神楽B：西神楽3線から5線まで、西神楽南

東旭川A：旭正、忠別、共栄、上兵村、下兵村、日ノ出、倉沼、豊田

東旭川B：桜岡、東桜岡、米原、瑞穂

下限面積要件が廃止

令和5年4月1日から農地法の一部が改正され、下限面積要件が廃止されました。

※下限面積要件とは？

農地法第3条に基づき農地の権利設定を受ける際に、受け手の権利設定後の経営面積が一定以上（旭川市は一部地域・条件を除き2ha以上）必要であるという要件です。

農地を取得する際には引き続き次の許可要件等を満たす必要がありますのでご注意ください。

- 1 農地の全てを効率的に利用すること**
申請地と現耕作地の全てを効率的に耕作すること（機械、労働力、技術の保有状況で判断）
- 2 必要な農作業に常時従事すること**
農地の取得者等が、必要な農作業に常時従事（原則年間150日以上）すること
- 3 周辺の農地利用に支障がないこと**
水利調整に参加しない、無農薬栽培地域で農薬を使用する等の行為をしないこと

老後に備えて 農業者年金にご加入を

加入条件

- ・年間60日以上農業に従事する方
- ・国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）
- ・20歳以上60歳未満の方

60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入できます。詳しくは「農業者年金」でご検索ください。

農業者年金

検索

事務局が今年秋に移転予定

現在水道局庁舎5階（上常盤町1丁目）にある農業委員会事務局は、令和6年10月頃に旭川市第二庁舎5階（7条通10丁目）に移転を予定しています。



農地に関するQ & A

農地は私たちの毎日の食生活を支える大切な場所です。そのため、農地の利用・売買等は法律等で制限されています。農地に関して注意が必要なことを一部紹介します。



その他のQ&Aはこちら↑

農地の相続について

Q 令和6年4月1日から相続登記が義務化されると、登記はいつまでに行わなければならないのですか？

A 不動産の相続を知った日から3年以内に相続登記する必要があります。

令和6年4月1日より前に相続した不動産の相続登記は令和9年3月31日が期限です。

Q 相続登記を怠るとどうなりますか？

A 正当な理由がなく期限までに登記申請を行わなかった場合、10万円以下の過料の適用対象となります。

Q 相続登記の申請はどこで行うのですか？

A 相続する不動産の所在地を管轄する法務局で行えます。費用を払って司法書士に手続きを依頼することもできます。

Q 相続登記が完了した後、他に必要な手続きはありますか？

A 農地を相続した場合、農地法第3条の3の規定により、農地の所在する市町村の農業委員会に届出が必要です。相続登記が完了したら農業委員会にご連絡・お問い合わせください。

なお、届出の様式は旭川市農業委員会のホームページに掲載しています。

農地転用について

Q 農地の転用とは？

A 農地を住宅や駐車場、資材置場など農地以外の用途で使うことを農地転用といいます。農地を転用するには原則、北海道知事の許可が必要です。

※農地であるかどうかは現況によって判断され、不動産登記簿の地目と一致しないことがあります。

Q 許可を受けずに転用するとどうなりますか？

A 農地法に違反することになり、工事の中止や現状回復の命令がなされる場合があります。これに従わない場合は3年以下の懲役または300万円以下（法人は1億円以下）の罰金が科せられることがあります。

Q 転用許可を受けるには？

A 転用したい農地の所在等により許可基準が異なります。いつ、誰が、どこを（地番）、どのような用途で利用したいのかを明確にした上で、農地の所在する市町村の農業委員会にお問い合わせください。

ただし、農業振興地域農用地区域内農地は原則不許可です。また、農地法以外の法令の規制を受ける場合があります。※市街化区域内の農地を転用する場合や、耕作者が耕作地に200㎡未満の農業用施設を設置し、一定の要件を満たす場合等は、許可が不要です。事前に農業委員会にご相談の上、届出してください。

Q 一時的な転用も許可が必要ですか？

A 農地を資材置場や砂利採取場などとして一時的に利用する場合も、許可を受ける必要があります。

地域計画の策定について

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和5年4月から、地域農業の在り方を示した「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化され、新たに「目標地図」を作成することが必要となりました。旭川市では、人・農地プランの策定地区をもとに、市内を19地域に分けて、令和7年3月に地域計画を策定する予定です。

地域計画とは？

目指すべき農地利用の姿を明らかにした設計図です。将来の農地を誰が利用するか、どのように集約化するか、地域農業をどのように維持していくかを地域で話し合い、地域計画を作成します。

目標地図とは？

10年後に誰がどこの農地を耕作しているかを書いた地図です。

なぜ地域計画をつくるのか？

全国的に高齢化や人口減少による農業者の減少や耕作放棄地の拡大が危惧される中、地域の皆さんが守り続けてきた農地を次代に引き継げるよう、個々では解決が困難な課題に地域ぐるみで取り組んでいくためです。

農業委員会は目標地図の素案を作成中

農業委員会では目標地図の素案をつくるため、4ページに掲載した地域の協議に参加しています。目標地図の素案をもとに、市が地域計画を策定します。

目標地図で耕作者に位置付けられると？

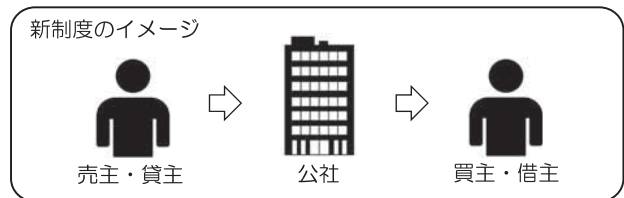
目標地図で位置付けられた耕作者であることが、農業経営基盤強化準備金制度などの国の多くの補助事業等における対象要件の1つとなっています。

令和7年4月からの農地の売買・貸借制度

地域計画策定後（令和7年4月からを予定）は、これまで行ってきた農用地利用集積計画による権利設定はできなくなります。

親子間貸借など一部を除き全ての売買・貸借は、新制度の「農用地利用集積等促進計画」により、北海道農業公社を通じて行うこととなります。

地域計画で定めた農地の集積・集約化のため、新制度を利用して買い受け（借り受け）するには、将来の耕作者として目標地図に位置付けられる必要があります。



編集後記

農業委員会だよりN&N第98号の発行にあたり、寄稿いただいた皆さまに心からお礼申し上げます。

コロナ禍の影を脱して迎えた2024年。新たな成功を目指して、何かにチャレンジするのに今年は最適な干支、甲辰（きのえたつ）です。「さあ、何を始めようか」そんなことを考えるのも、営農前の楽しみです。

今年1年、穏やかな天候のもと、笑顔あふれる素敵な1年になりますように。

編集委員長 前田 靖雄

編集委員

委員長 前田 靖雄
副委員長 小竹 一茂
委員 高橋 一政
委員 松原 朗
委員 山中 泰典
委員 吉田 豪人

〒070-8541

旭川市上常盤町1丁目水道局庁舎5階
旭川市農業委員会事務局

電話：(0166) 25-6729

FAX：(0166) 25-7111

Eメール：nougyouiinkai@city.asahikawa.lg.jp

N&N
バックナンバー



農業委員会
ホームページ

